

伊方町・瀬戸町合併協議会

第3回会議資料

日 時：平成14年11月25日(月) 14時から

場 所：伊方町役場 4階 全員協議会室

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 会議録署名人の指名について
- 4 . 議 事
 - 報 告
 - 報告第 6号 合併重点支援地域の指定について
 - 報告第 7号 専門部会活動報告について
 - 報告第 8号 各小委員会報告について
 - 協 議
 - （新規協議）
 - 協議第 1 1号 地方税の取扱いについて
 - 協議第 1 2号 使用料、手数料の取扱いについて
 - 協議第 1 3号 特別職の身分の取扱いについて
 - 協議第 1 4号 一般職の身分の取扱いについて
 - その他
 - 法定合併協議会設置について
 - 第 4 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について
- 5 . 副会長（伊方町長）あいさつ
- 6 . 閉 会

配布資料一覧表

報 告	ページ
報告第 6号 合併重点支援地域の指定について	1
報告第 7号 専門部会活動報告について	2
報告第 8号 各小委員会報告について	5
協 議	
(新規協議)	
協議第 1 1号 地方税の取扱いについて	1 1
協議第 1 2号 使用料、手数料の取扱いについて	1 2
協議第 1 3号 特別職の身分の取扱いについて	1 3
協議第 1 4号 一般職の身分の取扱いについて	1 4
その他	
法定合併協議会設置について	1 5
第 4 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について	2 4

報 告

報 告 第 6 号

合併重点支援地域の指定について

合併重点支援地域の指定について別紙のとおり報告する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井 上 善 一

市第1535号
平成14年11月14日

伊 方 町 長 殿

愛媛県市町村合併推進本部長
愛媛県知事 加 戸 守 行



「合併重点支援地域」の指定について（通知）

平成14年11月14日付けで、貴市町村を含む下記の地域を「合併重点支援地域」に指定したので、通知します。

記

1 内子町・五十崎町

【指定の理由】

9月1日に法定協議会を設置し、平成16年10月の合併を目指して、既に新町名を決定するなど取組が進みつつある。

2 八幡浜市・保内町

【指定の理由】

9月2日に設置した任意協議会を10月1日には法定協議会に移行しており、今後協議の急速な進展が見込まれる。

3 伊方町・瀬戸町

【指定の理由】

9月6日に任意協議会を設置し、年内の法定移行も視野に入れて、精力的な取組を進めている。

4 大洲市・長浜町・肱川町・河辺村

【指定の理由】

10月11日に任意協議会を設置し、早期の法定移行を目指しており、今後、急速に取組が進展する見込みである。

瀬戸町長 殿

愛媛県市町村合併推進本部長
愛媛県知事 加戸守行



「合併重点支援地域」の指定について（通知）

平成14年11月14日付けで、貴市町村を含む下記の地域を「合併重点支援地域」に指定したので、通知します。

記

1 内子町・五十崎町

【指定の理由】

9月1日に法定協議会を設置し、平成16年10月の合併を目指して、既に新町名を決定するなど取組が進みつつある。

2 八幡浜市・保内町

【指定の理由】

9月2日に設置した任意協議会を10月1日には法定協議会に移行しており今後協議の急速な進展が見込まれる。

3 伊方町・瀬戸町

【指定の理由】

9月6日に任意協議会を設置し、年内の法定移行も視野に入れて、精力的な取組を進めている。

4 大洲市・長浜町・肱川町・河辺村

【指定の理由】

10月11日に任意協議会を設置し、早期の法定移行を目指しており、今後、急速に取組が進展する見込みである。

報 告 第 7 号

専門部会活動報告について

専門部会活動を別紙のとおり報告する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井 上 善 一

専門部会活動報告について

伊方町・瀬戸町 2 町で実施している各種事務事業、制度等の比較検討を行い、一元化（すり合わせ）するための調整案等を協議する専門部会の活動がスタートしました。
 専門部会での協議結果は、随時幹事会で調整後、協議会へ提案することとしています。

1．専門部会開催状況

(1) 開催日

・第 1 回 平成 1 4 年 1 0 月 1 8 日（金） 4 部会合同

(2) 開催場所

・瀬戸町役場

(3) 協議内容等

- ・会長、副会長あいさつ
- ・専門部会業務説明（事務局）
- ・協議事項
 - ・役員選任

(4) 部会員及び役員

・別紙のとおり

2．今後の活動計画

・事務事業現況調査及び事務一元化現況・分析調査等

作業項目	H14			H15									備考	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
事務事業名一覧作成	—													
事務事業個表入力			—											
事務事業現況調書作成				—										
事務事業課題・方針検討確定					—									
事務事業一元化調書作成							—							

【伊方町・瀬戸町合併協議会】

専門部会委員名簿

(各町部会代表者： 部会長・ 副部会長)

	総務部会	産業建設部会	厚生部会	文教部会
伊方町	収入役 松田勝彦	建設課長 鎌土勝利	住民課長 三根生章	教育長 菊池傳治
	総務課長 菊池和彦	水道課長 山下和彦	福祉課長 中井一男	総務学校教育課長 大山忠義
	企画財政課長 濱口市作	農林水産課長 川田邦男	保健環境課長 上野修二	生涯学習課長 井上島男
	税務課長 奥田総一郎	商工観光課長 山口保清		
	副収入役 末光友幸			
	町長公室長 岡市徳広			
	議会事務局長 松本安幸			
瀬戸町	収入役 竹下昌光	産業課長 三好賢治	町民課長 橋本伸一	教育長 濱松為俊
	総務課長 森口又兵衛	企画課長 近田三郎	福祉課長 岡田包	学校教育課長 阿部静明
	企画課長 近田三郎	建設課長補佐 富永正司	診療所事務長 三好正弘	生涯教育課長 濱田英昭
	会計室長 梶原武			
	議会事務局長 濱田洋一			
	町民課長 橋本伸一			

報 告 第 8 号

各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井 上 善 一

資 料

	ページ
住民小委員会	6
行政組織小委員会	7
総務小委員会	8
企画小委員会	10

平成14年11月14日

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一様

住民小委員会
委員長 宮下寛

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成14年11月13日(水) 午後1時57分～3時40分
開催場所	瀬戸町役場 小会議室
出席者	委員 8名 (欠席 0名) 事務局 3名 (増田事務局長、坂本班長、河上班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《協議第3号》新町の名称について

新町の名称の決定方法について

現在の名称である「伊方町」か「瀬戸町」のいずれかから、一方を選定するというのではなく、新町にふさわしい名称を広く募集し、その中から選定することとして、「公募方式」で行うことに決定いたしました。

公募の方法等について

- ・公募の範囲は、町内在住者に限定せず、誰もが応募できるものとする。
- ・賞、副賞を授与するものとする。
- ・名称の応募に関し、旧町名に関する文字等の制約はしないものとする。
- ・同一名称の応募数の多寡については選考の際の判断材料としないものとする。
- ・その他必要事項については、次回小委員会までに事務局で「募集要項(案)」を作成することとし、それをもとに内容を協議することになりました。

名称の候補の選定作業について

- ・公募により得られた名称(案)から新町の名称の候補となるもの数点を選考する作業は、住民小委員会の委員で行うことといたしました。
- ・選考する候補の数や選考方法、旧町名の取り扱い、最終決定の方法等については、次回以降の小委員会で継続協議することになりました。

名称決定の目標時期

- ・町民の一番の関心事であることから、年明けに公募を開始し、選考期間は余裕をもって作業することとし、早期に決定できるよう努力することを確認しました。

平成14年11月14日

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一様

行政組織小委員会
委員長 山口和哉

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、行政組織小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成14年11月13日(水) 14時00分～15時10分
開催場所	伊方町役場 小会議室1
出席者	委員 7名 (欠席 1名) 事務局 2名 (山本班長、三好班長)

【 協議項目の審議の経過 】

《協議第4号》新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置の決定に際して、住民サービスや役所の機能・効率などを考慮し、住民意識に充分配慮して決定すべきとの意見や行政効率から見て新庁舎を建設するのは適当ではないなどの意見が出されました。

事務所の方式としては、新町の一体感を考慮すると本庁方式の方が良いと思われるが、住民意識にも配慮し、行政効率や住民サービスの低下を招かないことを念頭におき合理的に機能出来る方式とすべきとの意見が出されました。そのため、幹事会等で各方式の機能、効率について調査、検討を実施し、小委員会でその結果を報告、説明を受けることとなりました。

こうした議論を踏まえ、小委員会としては、事務所の位置の決定については、現有庁舎のいずれかを庁舎とし、住民サービスの維持・向上、現庁舎の有効活用を図るため、継続して協議することといたしました。

《協議第5号》機構及び組織の取り扱いについて

機構・組織については、事務執行に支障を来さないことや住民の利便性を考慮し、専門部会で整備方針を検討の上、小委員会に報告、説明を受け継続して審議することといたしました。

平成14年11月14日

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一様

総務小委員会
委員長 樋田剛

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成14年11月11日(月) 午前10時10分～11時20分
開催場所	伊方町役場 小会議室2
出席者	委員 7名 (欠席 1名) 事務局 2名 (山本班長、 坂本班長)

【 協議項目の審議の経過 】

《協議第6号》財産の取り扱いについて

伊方町及び瀬戸町が有する財産は、新町に引き継がれるべきであるとの意見が出されましたが、一方、基金のうち特定の目的のために積み立てられたもので、合併後もその用途が旧町の範囲に限り適用されるべきものがあり、その取り扱いは合併前の例によるものとしてほしいとの意見が出されました。

そのため、専門部会において財産の調査を実施し、小委員会でその結果報告及び詳細の説明を受けることとし、継続して協議することといたしました。

《協議第7号》町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて

合併期日が平成16年10月1日となるのであれば、瀬戸町議会議員は任期満了に伴う選挙から2ヶ月しか経過しておらず、また、新町の予算審議までは合併作業に関わりたいとの一部の議員の意見もあることから、一年間程度の在任特例を適用してはどうかとの意見がありました。

また、定数特例については、合併時に設置選挙を実施する場合であっても必要無いのではないかと意見もありました。

今回の小委員会では結論に至らなかったことから、今後、両町の議会関係者の意見も集約して、継続協議することといたしました。

《協議第 8 号》農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについて

伊方町、瀬戸町両町間の農業委員会の定数や選出方法に相違がある点や、近年の農業委員会を取り巻く環境の変化に伴う問題点である、定数削減や女性の登用等の事項も考慮した上で、新町の委員の定数や選挙区の問題などを検討すべきであるとの意見が出されました。

今後、両町農業委員会委員の意見等も集約して、継続協議することといたしました。

《協議第 9 号》条例・規則等の取り扱いについて

条例・規則等の整備については、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立先行するものではなく、事務事業の調整に基づき合併協議会で確認されたものから例規の整備がおこなわれるものであるとの事務局の説明をもとに、条例・規則の取り扱いについての調整方針について「2町で共通して制定されている内容に違いのない条例、規則については、現行の例により新町において制定するものとし、2町ともに制定しているが内容に違いのあるもの及び1町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。」との事務局案を基本合意いたしました。再度、最終協議の機会を設けて確認することとし、継続協議することといたしました。

平成14年11月14日

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一様

企画小委員会
委員長 石崎照夫

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成14年11月11日(月) 午前10時00分～11時40分
開催場所	瀬戸町役場 小会議室
出席者	委員 8名 (欠席 0) 幹事 2名 (浜口課長 ・ 近田課長) 事務局 2名 (増田事務局長 ・ 三好班長)

【 協議項目の審議の経過 】

《協議第10号》新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

住民アンケートの方法について

2町の総合計画が、瀬戸町は昨年、伊方町は一昨年に策定されており、その際アンケートを行っている。作業期間が厳しいため、そのアンケートを利用し実施は必要ないとの意見や、そのアンケートを活用し内容を見直し、実施してはどうかとの意見が出されました。また、設問の仕方によっては住民を惑わすことがあるので、十分内容検討する必要があるということでした。

最終的には、町民の共通の意識を施策に反映させるため、住民アンケート(住民意識調査)を実施することに決まりました。内容については、幹事会等で案を作成し、小委員会でその結果を報告、説明を受けることになりました。

新町建設計画策定における基本視点について

新町の将来構想・建設計画は、「10年後20年後合併してよかった」と言える町づくり・ビジョンづくりが必要であるとのことでした。ボトムアップ方式による住民の意見を町政に反映し、住民参画によるまちづくりが不可欠であるとのこと。

基本的な作成には、2町の総合計画をベースにするが、お互い町の現状を把握・調査し、2町間の格差是正や新しい町で取り組むべき事業を検討する。課題として、中心地と離れた地域の格差是正、機能分担による集落間の連携づくり、国・県等の上位計画との整合性、町民1人当たりの所得を上げる方策等の意見が出されました。

策定スケジュールについて

新町将来構想・建設計画の策定期間は、合併期日を逆算すると12ヶ月間という非常に短期間の作業となります。おおむねのスケジュールは、事務局提案を基に進めるということで確認しました。

今後、委託業者の専門的な知識を活用し、幹事会等で案を作成し、小委員会で報告、説明を受け継続して審議することといたしました。

第3回 伊方町・瀬戸町合併協議会資料
平成14年11月25日(月)開催

協 議

協 議 第 1 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

地方税の取扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	地方税の取扱い (項目 No. 6)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	地方税の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	備考
<p>地方税の取扱いに関する関係法令</p> <p>合併関係市町村における不均一課税の特例 (合併特例法第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡をかくこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5ヶ年度に限って、不均一の課税をすることができる。 <p>公益等に因る課税免除及び不均一課税 (地方税法第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。 	<p>合併後に不均一課税を行う必要があるかどうかの協議を行う必要があります。</p> <p>合併関係市町村において、関係市町村でそれぞれ行われていた公益等による課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。</p>

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	両町間の相違点																													
個人町民税	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1"> <tr> <td>課税標準が200万円未満</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>〃 200万円以上</td> <td>〃 8</td> </tr> <tr> <td>〃 700万円超</td> <td>〃 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日 から 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日 から 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日 から 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日 から 1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	〃 200万円以上	〃 8	〃 700万円超	〃 10	第1期	6月1日 から 6月30日	第2期	8月1日 から 8月31日	第3期	10月1日 から 10月31日	第4期	1月1日 から 1月31日	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1"> <tr> <td>課税標準が200万円未満</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>〃 200万円以上</td> <td>〃 8</td> </tr> <tr> <td>〃 700万円超</td> <td>〃 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日 から 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日 から 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日 から 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日 から 1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	〃 200万円以上	〃 8	〃 700万円超	〃 10	第1期	6月1日 から 6月30日	第2期	8月1日 から 8月31日	第3期	10月1日 から 10月31日	第4期	1月1日 から 1月31日	<p>【伊方町の取扱い】</p> <p>「納期」に特例措置が講じられている。</p> <table border="1"> <tr> <td>伊方町町税条例の特例に関する条例</td> </tr> </table> <p>《特例措置の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の町民税の納期は6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。 	伊方町町税条例の特例に関する条例
課税標準が200万円未満	100分の3																															
〃 200万円以上	〃 8																															
〃 700万円超	〃 10																															
第1期	6月1日 から 6月30日																															
第2期	8月1日 から 8月31日																															
第3期	10月1日 から 10月31日																															
第4期	1月1日 から 1月31日																															
課税標準が200万円未満	100分の3																															
〃 200万円以上	〃 8																															
〃 700万円超	〃 10																															
第1期	6月1日 から 6月30日																															
第2期	8月1日 から 8月31日																															
第3期	10月1日 から 10月31日																															
第4期	1月1日 から 1月31日																															
伊方町町税条例の特例に関する条例																																

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容																																
法人町民税	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等 2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分 3 法人税割の税率 100分の12.3	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等 2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分 3 法人税割の税率 100分の12.3	・2町制度間に相違なし																																
固定資産税	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者 2 免税点 土地：30万円未満 家屋：20万円未満 償却資産：150万円未満 3 税率 100分の1.4 4 納期 <table border="1" data-bbox="492 1050 1216 1203"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>から</td><td>4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日</td><td>から</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>12月1日</td><td>から</td><td>12月25日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月1日</td><td>から</td><td>2月末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日	から	4月30日	第2期	7月1日	から	7月31日	第3期	12月1日	から	12月25日	第4期	2月1日	から	2月末日	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者 2 免税点 土地：30万円未満 家屋：20万円未満 償却資産：150万円未満 3 税率 100分の1.4 4 納期 <table border="1" data-bbox="1308 1050 2033 1203"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>から</td><td>4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日</td><td>から</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>12月1日</td><td>から</td><td>12月25日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月1日</td><td>から</td><td>2月末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日	から	4月30日	第2期	7月1日	から	7月31日	第3期	12月1日	から	12月25日	第4期	2月1日	から	2月末日	【伊方町の取り扱い】 「納期」に特例措置が講じられている。 伊方町町税条例の特例に関する条例 《特例措置の内容》 ・個人の固定資産税の納期は6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。
第1期	4月1日	から	4月30日																																
第2期	7月1日	から	7月31日																																
第3期	12月1日	から	12月25日																																
第4期	2月1日	から	2月末日																																
第1期	4月1日	から	4月30日																																
第2期	7月1日	から	7月31日																																
第3期	12月1日	から	12月25日																																
第4期	2月1日	から	2月末日																																
軽自動車税	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分 3 納期 4月11日から 4月30日まで 4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし 5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免 あり (2) 身体障害者等に対する減免 あり	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分 3 納期 4月11日から 4月30日まで 4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし 5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免 あり (2) 身体障害者等に対する減免 あり	・2町制度間に相違なし																																

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容
町たばこ税	<p>1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>2 税 率 ・ 1 0 0 0 本につき 2 , 6 6 8 円</p> <p>3 納 期 ・ 販売月の翌月末日までに申告納付</p>	<p>1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>2 税 率 ・ 1 0 0 0 本につき 2 , 6 6 8 円</p> <p>3 納 期 ・ 販売月の翌月末日までに申告納付</p>	<p>・ 2 町制度間に相違なし</p>
鉱産税	<p>1 納税義務者 ・鉱物の堀採の事業の鉱業者</p> <p>2 課税基準 ・堀採の鉱物の価格</p> <p>3 税 率 ・ 1 0 0 分の 1 (1 月間に堀採された鉱物の価格が 2 0 0 万円以下である場合は 1 0 0 分の 0 . 7)</p>	<p>1 納税義務者 ・鉱物の堀採の事業の鉱業者</p> <p>2 課税基準 ・堀採の鉱物の価格</p> <p>3 税 率 ・ 1 0 0 分の 1 (1 月間に堀採された鉱物の価格が 2 0 0 万円以下である場合は 1 0 0 分の 0 . 7)</p>	<p>・ 2 町制度間に相違なし</p>
特別土地 保有税	<p>1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の 1 月 1 日において当該土地の取得をした日以後 1 0 年を経過したものについては適用しない。</p> <p>2 税 率 ・土地の保有に対する税率 1 0 0 分の 1 . 4 ・土地の取得に対する税率 1 0 0 分の 3 . 0</p> <p>3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。</p> <p>4 免税点 ・ 1 年以内に取得した土地の合計面積が 1 万 m²に満たないとき。</p> <p>5 徴収の方法 ・申告納付の方法による</p>	<p>1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の 1 月 1 日において当該土地の取得をした日以後 1 0 年を経過したものについては適用しない。</p> <p>2 税 率 ・土地の保有に対する税率 1 0 0 分の 1 . 4 ・土地の取得に対する税率 1 0 0 分の 3 . 0</p> <p>3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。</p> <p>4 免税点 ・ 1 年以内に取得した土地の合計面積が 1 万 m²に満たないとき。</p> <p>5 徴収の方法 ・申告納付の方法による</p>	<p>・ 2 町制度間に相違なし</p>

協 議 第 1 2 号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて提出する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井 上 善 一

使用料、手数料の取扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	使用料、手数料の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>使用料、手数料の取扱いについては、住民生活に密接に関係し、かつ重要なものであるため、町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。</p> <p>地方自治法 (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(旧慣使用の使用料及び加入金) 第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>(分担金等に関する規制及び罰則) 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p> <p>2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。</p>	<p>【南宇和合併協議会】 手数料(その1)については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。 平成14年1月24日提出 平成14年2月25日確認</p> <p>施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。 平成14年5月27日提出 平成14年6月27日確認</p> <p>【高富町・伊自良村・美山町合併協議会】 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。 平成14年4月1日提案 平成14年4月1日承認</p> <p>【引田町・白鳥町・大内町合併協議会】 (使用料、手数料等の取扱い(その1)について) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する 平成12年11月27日提出 平成12年11月27日確認</p> <p>(使用料、手数料等の取扱い(その2)について) 1 公民館、コミュニティセンター、働く婦人の家の基本使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。冷暖房使用料については、大会議室(ホール)1時間500円、その他1時間200円とする。 2 体育館、野球場等のスポーツ関係施設の使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。 3 白鳥勤労者総合スポーツ施設人工スキー場、温水プール「つばさ」については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図り、学校施設に係る使用料については、1時間300円を基本に調整する。 4 福祉施設等の施設の使用料については、新町に移行後も当分の間</p>	

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)

- 第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分について不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 6 第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第3項の処分については、裁判所に出訴することができない。

現行のとおりとし、随時調整を図る。

- 5 野外活動施設等の施設の使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- 6 人形劇場、駐車場使用料については、大内町の例により引き継ぐ。
- 7 住宅使用料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

平成12年12月20日提出

平成12年12月20日確認

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い	(項目No. 16)	関係項目	
具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容	
条例に掲げられている手数料の比較				
(1)戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料	1件につき450円	1件につき450円		
(2)戸籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき350円	1件につき350円		
(3)除籍謄本、除籍抄本交付手数料	1件につき750円	1件につき750円		
(4)除籍の記載事項証明書の交付手数料	1件につき450円	1件につき450円		
(5)戸籍の受理証明書の交付手数料	1件につき350円	1件につき350円		
(6) " (上質紙によるもの)	1件につき1,400円	1件につき1,400円		
(7)届書その他受理した書類の閲覧手数料	1件につき350円	1件につき350円		
(8)動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき3,000円	1件につき3,000円		
(9)米穀類小売販売業者登録手数料	1件につき3,300円			
(10)米穀類小売販売業者登録票書換え交付手数料	1件につき600円			
(11)米穀輸送許可手数料	1件につき250円			
(12)米穀とう精業者登録手数料	1件につき3,600円			
(13)米穀とう精業者登録票書換え交付手数料	1件につき600円			
(14)米飯提供業者登録手数料	1件につき1,800円			
(15)米飯提供業者登録更新手数料	1件につき1,000円			
(16)米飯提供業者登録書換え交付手数料	1件につき600円			
(17)主要食糧小売販売業者に対する購入割当手数料	1件につき300円			
(18)旅行証明書交付手数料	1件につき50円			
(19)臨時運行許可申請手数料	1件につき750円	1件につき750円		
(20)住宅用家屋証明申請手数料	1件につき1,300円	1件につき1,300円		
(21)木材業者登録手数料		1件につき1,000円		
(22)製材業者登録手数料		1件につき1,000円		
(23)木材業者更新登録手数料		1件につき1,000円		
(24)製材業者更新登録手数料		1件につき1,000円		
(25)狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料	1件につき3,000円	1件につき3,000円		
(26) " 鑑札の再交付手数料	1件につき1,600円	1件につき1,600円		

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目	
具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
条例に掲げられている手数料の比較			
(27)狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき550円	1件につき550円	
(28) " 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき340円	1件につき340円	
(29)鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	1件につき3,400円	1件につき3,400円	
(30)消防法の規定による設置の許可申請手数料		1件につき5,400円	
(31)火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し許可申請書	1件につき1,200円		
(32) " 譲受け許可申請書(火工品のみ)	1件につき2,400円		
(33) " (火薬類25Kg以下)	1件につき3,500円		
(34) " (その他)	1件につき6,900円		
(35) " 煙火の消費の許可申請書	1件につき7,900円		
(36)公租、公課に関する証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(37)土地、建物その他物件に関する証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(38)動産又は不動産に関する証明手数料	1件につき200円		
(39)本籍、住所に関する証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(40)氏名、年齢に関する証明手数料	1件につき200円		
(41)船舶、車両に関する証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(42)営業又は職業に関する証明手数料	1件につき200円		
(43)身分に関する証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(44)印鑑(登録)に関する証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(45)印鑑登録証の交付手数料(再交付含む)	1件につき200円		
(46)死亡埋火葬に関する証明手数料	1件につき200円		
(47)公簿図書類の謄抄本交付手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(48)公簿図書類の謄抄本記載事項の証明手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(49)転居等に関する証明手数料	1件につき200円		
(50)住民票又は除かれた住民票の写し交付手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(51)戸籍附票又は戸籍附票の写し交付手数料	1件につき200円	1件につき200円	
(52)記載事項証明及び閲覧手数料	1件につき200円	1件につき200円	

協議項目(番号)	使用料、手数料の取扱い (項目No. 16)	関係項目	
具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
条例に掲げられている手数料の比較 (53)公簿、公文書、図書等の閲覧手数料 (54)特定家庭用機器再商品化法に係る運搬手数料	1件につき200円 1件につき2,500円		

協 議 第 1 3 号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

特別職の身分の取扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案 平成 年 月 日 合併協議会提案 平成 年 月 日

協議項目(番号)	特別職の身分の取扱い (項目No. 12)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	特別職の身分の取扱いについては、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

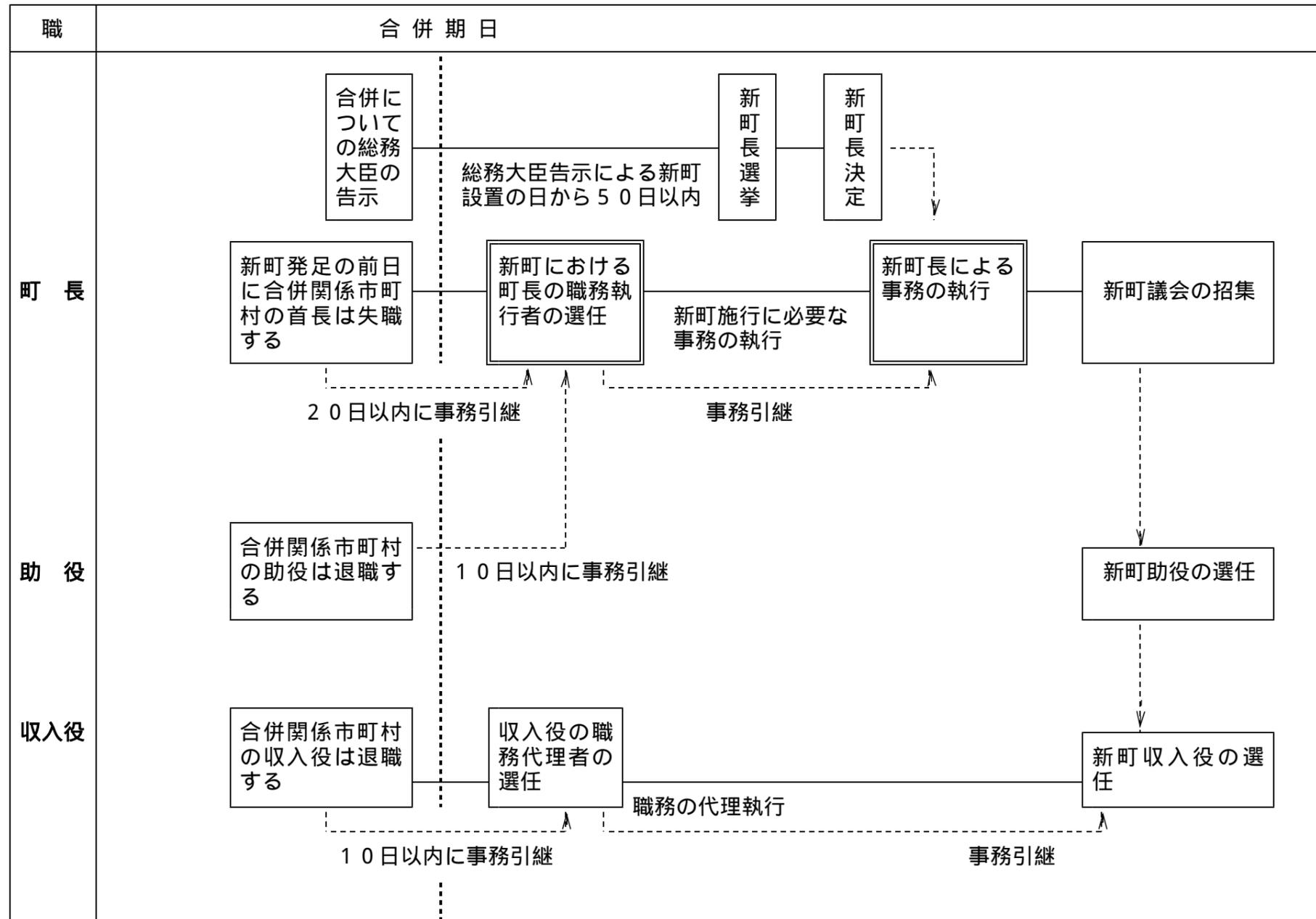
留意事項	先進事例	備考
<p>新設合併をする市町村においては、町村長、助役、収入役、教育長、各種審議会委員等の特別職の職員はすべて身分を失います。新町において新たな選挙又は選任されるまで、町長職務執行者を定めておく必要があります。また、非常勤特別職については、法律で設置を義務付けられているものは職務執行者が法律に定められた方法により選任しなければならないとされています。</p> <p>町村長以外の特別職であって、法律で設置を義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。</p>	<p>宇摩合併協議会 (H16.4.1 合併予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常勤の特別職 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に定める。 2 議員 任期、定数は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。 3 行政委員会の委員 法令の定めるところにより、新市において引き続き設置する。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 4 審議会等の附属機関の委員等 新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効率的、効果的な体制を検討するものとする。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。 <p>東宇和・三瓶町合併協議会 (H16.3.31 合併予定)</p> <p>特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 審議会・委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。 5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。 	

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案 平成 年 月 日 合併協議会提案 平成 年 月 日

協議項目(番号)	特別職の身分の取扱い	(項目NO.12)	関係項目
----------	------------	-----------	------

市町村合併に伴う新町発足時の職務移行スケジュール



新町の職務執行者は、合併関係町の首長であったもののうち新町の町長選挙に立候補しない者から選任する。

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案 平成 年 月 日 合併協議会提案 平成 年 月 日

協議項目(番号)	特別職の身分の取扱い (項目NO.12)	関係項目	
----------	-------------------------	------	--

市町村合併に伴う新町発足時の職務移行スケジュール

委員		合併期日
選挙管理委員	合併関係市町村の選挙管理委員会の委員は全員失職	<p>暫定選挙管理委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市町村議会で正規の選挙管理委員が選出されるまでの間、従来の合併関係市町村の選挙管理委員であったものの互選により定めた者(4人)が、暫定的に職務を行う。 <p>正規の委員は新議会において選挙で選出される。(自治法第182条)</p>
教育委員		<p>暫定教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長職務執行者が合併関係市町村の教育委員会の委員であった者で、新市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなった者のうちから臨時に委員(5人)を選任する。 ・臨時の教育委員の在任期間は新議会の会期の末日まで。 ・最初の教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集する。 <p>正規の委員は、新市町村長が議会の同意を得て任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の数5人(市町・人口規模に関係なく) ・任期4年 ————— 最初に任命される委員の任期 <div style="margin-left: 40px;"> <ul style="list-style-type: none"> 2人・・・4年 1人・・・3年 1人・・・2年 1人・・・1年 </div>
固定資産評価 審査委員		<p>暫定固定資産評価審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長職務執行者が合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって委員に充てることができる。 ・新市町村長は、新議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間、合併市町村の委員であった者のうちから選任したものをもって委員に充てることができる。

協議項目(番号)	特別職の身分の取り扱い	(項目No. 12)	関係項目
----------	-------------	------------	------

【機構・組織の設置根拠法令等】										
<table border="1"> <tr><td>設置根拠法令等</td></tr> <tr><td>地方公務員法</td></tr> <tr><td>地方自治法</td></tr> <tr><td>地方自治法施行令</td></tr> <tr><td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</td></tr> <tr><td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令</td></tr> <tr><td>地方税法</td></tr> </table>	設置根拠法令等	地方公務員法	地方自治法	地方自治法施行令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令	地方税法	<p>地方公務員法</p> <p>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>五 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>(人事委員会又は公平委員会の設置)</p> <p>第7条 1～2 (略)</p> <p>3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。</p> <p>4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>(人事委員会又は公平委員会の委員)</p> <p>第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 委員の任期は、4年とする。(以下略)</p> <p>11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。</p>	<p>地方自治法</p> <p>(委員会・委員の設置)</p> <p>第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。(以下略)</p> <p>(知事及び市町村長)</p> <p>第139条 1 (略)</p> <p>2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>(長の任期)</p> <p>第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。</p> <p>(副知事及び助役の設置)</p> <p>第161条 1 (略)</p> <p>2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> <p>(副知事及び助役の選任)</p> <p>第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>(副知事及び助役の任期)</p> <p>第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。(以下略)</p> <p>(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)</p> <p>第168条 1 (略)</p> <p>2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 (略) 第162条、第163条本文(略)の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。</p> <p>(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)</p> <p>第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p>	<p>一 教育委員会</p> <p>二 選挙管理委員会</p> <p>三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会</p> <p>四 監査委員</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、下記の通りである。</p> <p>二 農業委員会</p> <p>二 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 (略)</p> <p>5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>(選挙管理委員及び補充員の選挙)</p> <p>第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。</p> <p>(選挙管理委員の任期)</p> <p>第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。(以下略)</p> <p>(設置及び定数)</p> <p>第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。</p> <p>(監査委員の選任及び兼職禁止)</p> <p>第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。</p> <p>(監査委員の任期)</p> <p>第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>(職務・組織・設置)</p> <p>第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p>
設置根拠法令等										
地方公務員法										
地方自治法										
地方自治法施行令										
地方教育行政の組織及び運営に関する法律										
地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令										
地方税法										

地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行なう者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であったもののうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者または選挙管理委員であった者の互選により定めたものを以てこれに充てるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。(以下略)

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。(以下略)

(教育長)

第16条 教育委員会に教育長を置く。

2 教育長は、(略)当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。(以下略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2による市町村の長の職務を行う者が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 (略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7 (略)

8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

協 議 第 1 4 号

一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分の取扱いについて提出する。

平成14年11月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

一般職員の身分の取扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	一般職員の身分の取扱い (項目 No. 9)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	一般職員の身分の取扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法律上には当該職員は失職してしまうことになります。</p> <p>このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないと定めています。</p> <p>そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、新設合併における町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令交付を行う必要があります。</p> <p>また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めています。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p>	<p>さぬき市(H14.4.1 合併)</p> <p>1 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名については、合併時に調整する。</p> <p>4 現職員については、現給を保障する。</p> <p>引田町・白鳥町・大内町合併協議会(東かがわ市)H15.4.1 合併予定</p> <p>現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>具体的な調整内容</p> <p>1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。</p> <p>4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p> <p>宇摩合併協議会</p> <p>1 職員数・定数管理</p> <p>4 市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>2 職務分類・給料</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整</p>	

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

し統一を図る。

現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、国の給料表1級から10級を導入する。

南宇和合併協議会

現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

東宇和・三瓶町合併協議会

明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(具体的な内容調整)

1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。

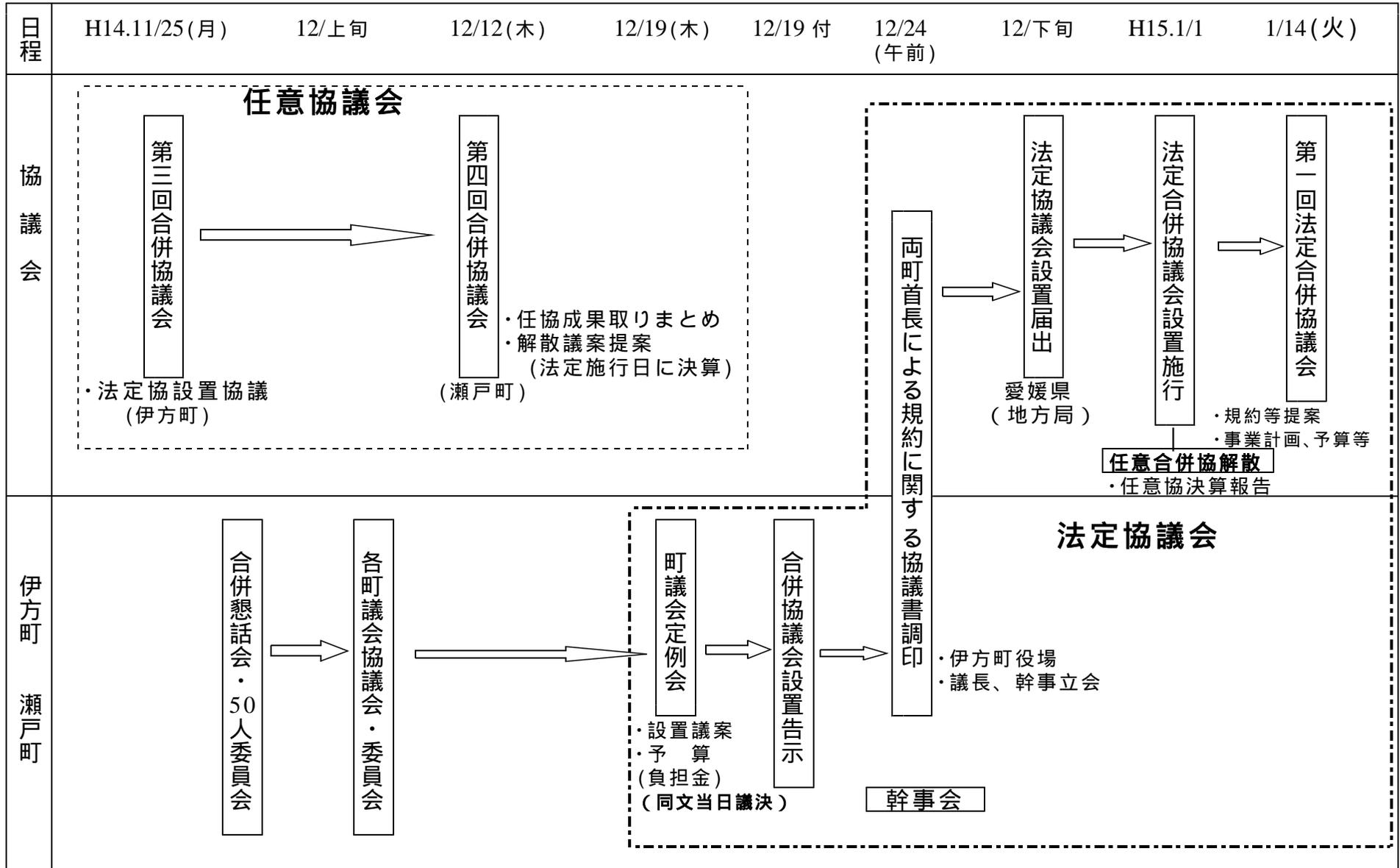
4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行うものとする。

そ の 他

法定協議会の設置について

法定協議会の設置について

法定協議会移行スケジュール



議 案 第 号
平成 年 月 日

伊方町・瀬戸町合併協議会の設置について

伊方町及び瀬戸町（以下「2町」という。）の合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、2町をもって別紙のとおり規約を定め、伊方町・瀬戸町合併協議会を設置するものとする。

町長

（提案理由）

伊方町・瀬戸町は隣接町として昔から密接な関係にあり、両町議会の動向並びに住民の意向、提言等を総合的に判断して、この合併特例法の適用期限内に合併をすることが最良の選択肢であるとの考えから、平成14年9月6日任意の合併協議会を設置し、基本的事項について、両町が確認して来ました。

今後、新しいまちづくりのための新町建設計画策定、社会資本の整備及び各種事業等を調整していくためには、法定協議会を設置し協議する必要があります。

伊方町・瀬戸町合併協議会規約（案）

（設置）

第1条 伊方町及び瀬戸町（以下「2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

（名称）

第2条 この合併協議会の名称は、伊方町・瀬戸町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担当事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 合併の是非を含めた2町の合併に関する協議

(2) 法第5条に基づく新町建設計画の作成

(3) 2町の合併に必要な調査研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

（事務所の位置）

第4条 協議会の事務所は、西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1伊方町役場内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、2町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 2町の長

(2) 2町の議会の議長及び議会の選出する議員各3名

(3) 2町の長が選出する学識経験を有する者各12名

2 前項の委員のほか、必要に応じて2町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担任事務の一部について調査及び審議するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、2町の長が協議して別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、2町が均等に負担する。

(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、2町の長が協議して別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

規約に関する協議書（案）

伊方町長及び瀬戸町長（以下「2町の長」という。）は、伊方町・瀬戸町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので、協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第6条第1項（会長及び副会長）
- 2 規約第7条第1項第3号及び同条第2項（委員）
- 3 規約第8条第2項（会長及び副会長の職務）
- 4 規約第13条第2項（事務局）
- 5 規約第17条（財務に関する事項）

協議して定めた事項

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、瀬戸町長 井上善一 を選任する。
副会長には、伊方町長 中元清吉 を選任する。

- 2 規約第7条第1項第3号及び同条第2項に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について

(1) 2町の長が各々選出する学識経験者

伊方町		瀬戸町	
田中康司	山口和哉	阿部好晴	井上喜代男
篠川晴子	大森次郎	山本眞平	河野ヤヨイ
樋田剛	小林栄喜	宮下寛	藤村泰昭
木下清	古田宇佐彦	井戸本昭夫	宮本敏光
二宮定正	藤井順子	石崎照夫	谷口利治
田縁柳太郎	中藤勇	福島朝行	佐々木喜美香

(2) 2町の長が協議により定めた者（愛媛県職員）

愛媛県八幡浜地方局総務福祉部長 栗上岳久

3 規約第13条第2項に規定する事務局について

下記のとおりとし、事務局規程については別添のとおりとする。

職氏名	事務局長	増田愛明				
	総務班長	山本桂二	調整班長	坂本明仁	計画班長	三好 要
	班長補佐	河上芳輝				
	庶務	明神千登勢				

4 規約第17条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財産に関し、必要な事項について

財務規程等については別添のとおりとする。

5 協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じたときは別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成14年12月24日

伊方町長 中元清吉 印

瀬戸町長 井上善一 印

伊 企 第 号
瀬 総 第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 加 戸 守 行 様

伊方町長 中 元 清 吉

瀬戸町長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町合併協議会の設置について（届出）

伊方町、瀬戸町の合併に関する協議及び新町建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、伊方町・瀬戸町合併協議会を平成 年 月 日に設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 協議会設置の理由書
- 2 協議会規約
- 3 西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町の告示書（写し）
- 4 西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町の議決書（写し）
- 5 西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町の会議録（写し）

協議会の組織の設置、変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22・4・17・法律第 67 号）

（協議会の設置）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

《改正》平 11 法 087

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

《改正》平 11 法 160

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

《改正》平 11 法 087

4 略

5 略

6 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40・3・29・法律第 6 号）

（合併協議会の設置）

第 3 条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2～4 略

注) 地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の告示と届出

{ 告示 }

その旨及び規約を告示

その旨とは・・・協議会設置の経緯及びその概要

規約

{ 届出 }

県知事

第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成14年9月27日(金) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町役場	平成14年10月25日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成14年11月25日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町役場	平成14年12月12日(木) 14:00~